

6 月定例会提出議案(条例等案件)について

- I 認定こども園の認可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について P. 2

福 祉 部

I 認定こども園の認可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定の理由

- (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「府省令」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（以下「告示」という。）の一部改正により、認定こども園の学級編制基準における1学級の園児数等が引き下げられたこと等に伴い、所要の整備を行う。
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、幼保連携型認定こども園に主務保育教諭を置くことができるものとされたことを踏まえ、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 府省令又は告示の引用に係る規定について、字句の整理を行う（第3条及び第4条関係）。
- (2) 幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児で編制する学級及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の満3歳以上の子どもで編制する学級に係る1学級の園児数又は子どもの数の基準を原則35人以下から原則30人以下に引き下げる（第3条及び第4条関係）。
- (3) (2)にかかわらず、幼保連携型認定こども園における満3歳以上満4歳未満の園児で編制される学級のうち、1学級の園児数を原則25人以下とするものに、担当する専任の主務保育教諭が1人であるものを追加する（第3条関係）。
- (4) その他規定の整備を行う（第4条関係）。

3 施行期日

- (1) 施行期日
公布の日
- (2) 経過措置
2(2)に伴う必要な経過措置を定める。